

北方町指定給水装置工事事業者 指定申請のご案内

- 北方町の区域内における給水装置の工事は、北方町上水道給水条例第7条第1項により「指定」を受けたものが施行することとなっています。
- この「指定」を受けるための手続は、次のとおりです。

指定の申請に必要な書類

個人	法人	申請の際にお持ちいただくもの	備 考
○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1号)	表と裏の両面とも記入。
○	○	機械器具調書(別表)	種別ごとに1種類以上記載。
○	○	機械器具類の写真	機械器具調書に記載したもの全てを撮影。
○	○	誓約書(様式第2号)	
○	—	住民票	発行日から3か月以内のもの。 ※個人番号は表示しないでください。
—	○	定款の写し	直近のもの。
—	○	登記事項証明書 又は 登記簿謄本	発行日から3か月以内のもの。
○	○	指定給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書(様式第6号)	更新申請で変更がない場合は不要。
○	○	選任される主任技術者の 免状又は技術者証の写し	記載事項の内容確認用(様式第1号・第6号)。
△	△	賃貸借契約書又は公共料金等の 支払証の写し	申請する住所が登記事項証明書や住民票に記載 のない場合。

指定の更新申請に追加で必要となる書類

個人	法人	申請の際にお持ちいただくもの	備 考
○	○	指定更新時確認事項届出書	内容の一部についてホームページ等で公表する ことの可否についても記載してください。
○	○	指定給水装置工事事業者講習会の 受講終了証等の写し	岐阜県では3年に1回講習会を開催。
○	○	主任技術者が受講する外部研修の 受講実施履歴等が分かるもの	受講証明書等。自社研修の場合は証明不要。
○	○	施工者の経験の有無及び配管技能の 資格の有無が分かるもの	資格証明書類(資格者証など)

※ 更新時には次のことを確認します。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容(営業時間、漏水修繕対応可否、宅内・宅外工事の対応可否)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

申請手数料

新規申請・更新申請ともに **14,000 円**

申請場所

北方町役場 2 階 上下水道課（9 番）窓口

電話 058-323-1112 FAX 058-323-2113

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

その他

指定の手續に要する期間は、指定申請書類を受け付けた日から15日程度です。

期間に余裕を持って、申請してください。

申請書類の記入方法

1 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）

		個人	法人
表面	「申請者」欄 ^{※1}	住民票のとおり記入する。	登記事項証明書のとおり記入する。
	「役員の氏名」欄	記入不要。	代表取締役から監査役までの役員全員を記入する。
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する。	登記事項証明書の「目的」欄 ^{※2} を参照して記入する。
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。 また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合（例：～支店、～営業所 等）は、その事業所も記入する。	
	「主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

※1 申請書への押印は不要です。

※2 「目的」欄には、「建設業」「土木工事業」等ではなく、「管工事業」「給排水設備工事業」「水道工事業」といった給水装置に関する事業を行う者であることが、明確に確認できる項目の記入が必要です。

2 機械器具調書（別表）

機械器具の種別ごとに、必ず1種類以上記入し、写真を添付してください。

